滑川市結婚新生活支援補助金

新婚生活を応援します

夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を支援しています。

補助上限額

30万円

※夫婦共に29歳以下の場合

60万円

対象経費

住宅賃借費用、住宅取得費用、リフォーム費用、引越費用

○対象者

・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
・夫婦の所得を合算した額が500万円未満
・申請時において、夫婦の住所が滑川市内にあること
・他自治体においてこの制度と同種の制度やその他の公的制度により、住居費及び引越費用に対する補助を受けていないこと
・夫婦共に市税等の滞納がないこと

※令和6年度に本補助金の申請が受理された方で、その受給額が補助上限額に達しなかった方も対象になります。（補助上限額から前年度受給した額を差し引いた額が今回受給できる上限になります。）

○補助金額

夫婦が共に29歳以下の場合：上限60万円
夫婦の一方または双方が30～39歳の場合：上限30万円

○対象経費

住居費
・住宅賃借費用 賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
・住宅取得費用（※土地の購入費、住宅ローン手数料は対象外）

リフォーム費用
修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
（※倉庫や車庫、外構に係る工事、家具や家電の購入及び設置に係る費用は対象外）

引越費用
引越し業者又は運送業者への支払い、その他の引越しに係る費用

○交付申請

令和8年3月31日まで

○必要書類

・滑川市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
・納税状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
・婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
・夫婦の所得証明書

＜貸与型奨学金を返還している場合＞
・貸与型奨学金返済額が確認できる書類の写し

＜住宅を取得した場合＞
・住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し

＜住宅を賃借した場合＞
・住宅の賃貸借契約書の写し、賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し

＜住宅をリフォームした場合＞
・リフォーム工事の工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し

・その他市長が必要と認める書類

市HP

お問い合わせ
〒936－8601 滑川市寺家町104 滑川市総務部企画政策課
TEL:076-475-2119
Mail:kikaku@city.namerikawa.lg.jp